

令和6年3月27日
参考資料

中小製造業等特別高圧受電者支援給付金の申請受付を開始します（製造業及び倉庫業の第4期）

県は、特別高圧電力を受電する事業所の中でも、電気使用量が多く、電気代高騰の影響を特に強く受けている製造業及び倉庫業の中小企業に給付金を支給しています。
令和6年1月から3月分の給付金は、令和6年4月8日から新たに申請受付を開始します。

【事業概要】

支援対象	神奈川県で特別高圧を受電する (1) 製造業工場又は倉庫である中小企業事業所(単独事業所) (2) 製造業工場、工業団地若しくは物流施設に入居し、その電力を使用して費用負担している製造業工場又は倉庫である中小企業事業所(店子事業所)
支援期間	令和6年1月分から令和6年3月分
申請期間	第4期 令和6年4月8日から令和6年5月31日
給付金額	給付金額は、対象月の各月の特別高圧で受電した電力の使用量に次の単価を乗じて算定します。 月間電力使用量1kWh あたり1.8円
申請方法	神奈川県電子申請システムにて申請してください。 必要書類等、申請方法の詳細は、下記ホームページに掲載します。 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/tokubetukouatu_seizou.html

※商業施設やオフィスビルに入居する事業者への支援(令和6年1月～3月分)は後日改めて詳細を公表いたします。

問合せ先

神奈川県産業労働局中小企業部中小企業支援課
課長 品川 電話 045-210-5550
課長代理 加藤 電話 045-285-0649

神奈川県で特別高圧電力を受電する 県内中小企業(製造業・倉庫業)に給付金を支給します！

【令和6年1～3月分申請開始します】

給付対象者

神奈川県で特別高圧を受電する

- ◆ 製造業工場又は倉庫である中小企業事業所(単独事業所)
- ◆ 製造業工場、工業団地もしくは物流施設に入居し、その電力を使用して費用負担している製造業工場又は倉庫である中小企業事業所等(店子事業所)
 - ◇ みなし大企業等を除く
 - ◇ 国及び他の地方公共団体が行う、本給付金と同期間かつ同一事業所に対する電気料金の補助を申請及び受給していない
 - ◇ 特別高圧により受電しているかわからない場合は、電力会社や施設管理者等に確認してください

【特別高圧電力とは】

契約電力が2,000kW以上、かつ供給電圧が20,000V(20kV)以上のもの

給付額

対象期間において、特別高圧で受電した月間電力使用量に、次の単価を乗じた額

対象期間	単価
令和6年1月～3月	1 kWhあたり1.8円

* 特別高圧で受電する製造業工場、工業団地もしくは物流施設に入居している場合は、子メーター等により電力使用量を確認してください

申請方法と申請期間

【申請方法】 神奈川県電子申請システムによる申請

【申請期間】

対象期間	申請期間
4期(1月～3月分)	令和6年4月8日(月)～令和6年5月31日(金)

※ 1～3期(令和5年4月～12月)の申請は終了しています。

支援対象、申請の手続きや必要書類など
詳細は、**県ホームページ**をご確認ください

※3期までに給付済の場合は、4期の申請で省略できる書類があります



https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/tokubetukouatu_seizou.html

新たに商業施設やオフィスビル等に入居する事業者にも支援を開始します。
詳細は、専用ホームページにて(4月中旬公開予定)

お問い合わせ先

神奈川県 産業労働局 中小企業支援課
(中小製造業等特別高圧受電者支援給付金担当)

【電話番号】 045-210-5558 【受付時間】 平日9時～17時 (土・日・祝日除く)